

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、結婚・子育て資金の支払に充てるために一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。

当行では、本非課税措置に対応する商品の取扱いを予定しております。
必要な準備が整い次第、店頭や当行ホームページ等でご案内いたします。

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る相続税の非課税措置のポイント

- ・非課税措置を受けられるのは、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの贈与が対象。
- ・20 歳以上のお子さま、お孫さまが 50 歳になるまでの結婚・子育て資金が対象。
- ・非課税となる結婚・子育て資金の金額は、受贈者一人あたり最大 1,000 万円まで。
- ・結婚に際して支出する費用のうち、一定のものについては、上記 1,000 万円の範囲内で最大 300 万円まで非課税。
- ・贈与者がお亡くなりになられた場合は、お亡くなりになられた日の残高について、受贈者が贈与者から相続または遺贈によって取得されたものとして相続税の課税価格に加算されます。

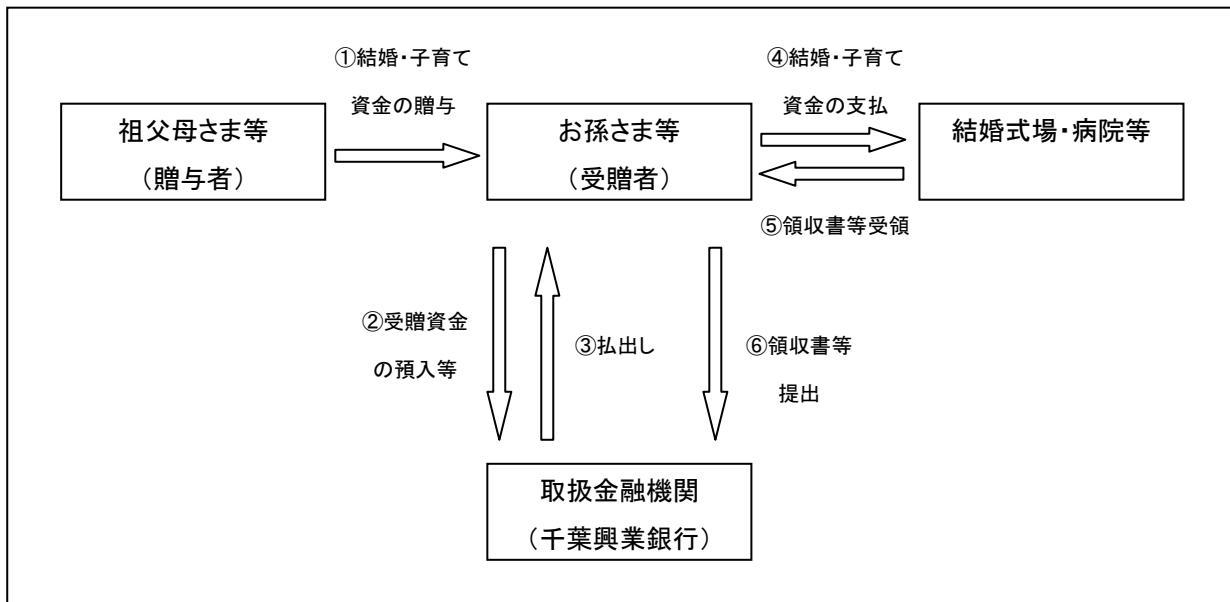
制度の概要

| | |
|----------------------|---|
| 非課税となる結婚・子育て資金の範囲と金額 | (1) 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露宴を含む)に要する費用、住居に要する費用および引越しに要する費用のうち一定のもの (2) 妊娠に要する費用、出産に要する費用、医療費および保育料のうち一定のもの ⇒最大 1,000 万円【(1)と(2)の合算】 ※(1)については、上記 1,000 万円の範囲内で最大 300 万円となります。 ※詳細は、今後所管省庁にて決定される予定です。 |
| 贈与者となりうる方 | 受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母) |
| 受贈者の年齢制限 | 20 歳以上 50 歳未満 |
| 当初のお手続き | 本非課税措置に対応した預金等の商品を取り扱う銀行等で、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます。 口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。 専用口座の開設にあたっては、受贈者から所定の申告書(結婚・子育て資金非課税申告書)を取扱い金融機関に提出いただきます。 ※取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません。 |
| 専用口座について | 開設可能な専用口座は、受贈者お一人につき 1 つです。専用口座を 1 つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません。 ※2 口座以上開設された場合には、1 つを除き無効となります。 受贈者が 50 歳に達した日などに専用口座は終了します。 |

| | |
|--------------|--|
| 結婚・子育て資金の払出し | 専用口座から払出された資金を結婚・子育て資金としてご利用されたことを確認するため、取扱金融機関に領収書等を提出いただきます。 ※領収書等の提出がない払出しや、結婚・子育て資金目的外の払出しは課税対象となります。 |
| その他 | 途中で贈与者がお亡くなりになられた場合は、お亡くなりになられた日における残高について、受贈者が贈与者から相続または遺贈によって取得されたものとして相続税の課税価格に加算されます。 |

なお、現在でも「生活費等」であって「通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。また、個人から受取る結婚祝、出産祝金等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をしたものと贈与を受けたものとの関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象とならないとされています。(注)

(注)相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号、相続税基本通達 21 の 3-3~6、3-9



本内容は、平成 27 年度税制改正の大綱等の記載をふまえ、平成 27 年 3 月 30 日時点の情報をもとに記載しています。今後、本非課税措置の詳細要件の確定により内容に変更があり得ます。なお、具体的な税務上の取り扱いについては、お客さまご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)